

耐震改修の計画の認定を申請される方へ（ご案内）

－建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条認定－

建築物の耐震改修の計画の認定の概要について

建築物の耐震改修をしようとする者は、耐震改修の計画の内容が耐震改修促進法に定める一定の基準に適合する旨の所管行政庁の認定を申請することができます。

建築物の耐震改修の円滑な促進を図るための措置として、認定を受けた場合、次の建築基準法に係る特例を受けることができます。

- ① 既存不適格建築物の制限の緩和
- ② 耐火建築物に係る制限の緩和
- ③ 容積率又は建ぺい率に係る制限の緩和
- ④ 建築確認の手続きの特例

認定要件の概要について

耐震改修の計画の認定は、次のような基準に適合していることが要件です。

- ① 現行の耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること
- ② 耐震改修の事業に関する資金計画が事業を確実に遂行するため適切なものであること
- ③ 耐震改修工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も耐震関係規定以外の建築基準法の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること
- ④ 工事の計画に係る建築物について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度等が高くなるものではないものであること 等

認定申請に必要な書類について

認定申請にあたり次の共通書類のほかケースに応じた書類が必要となります。

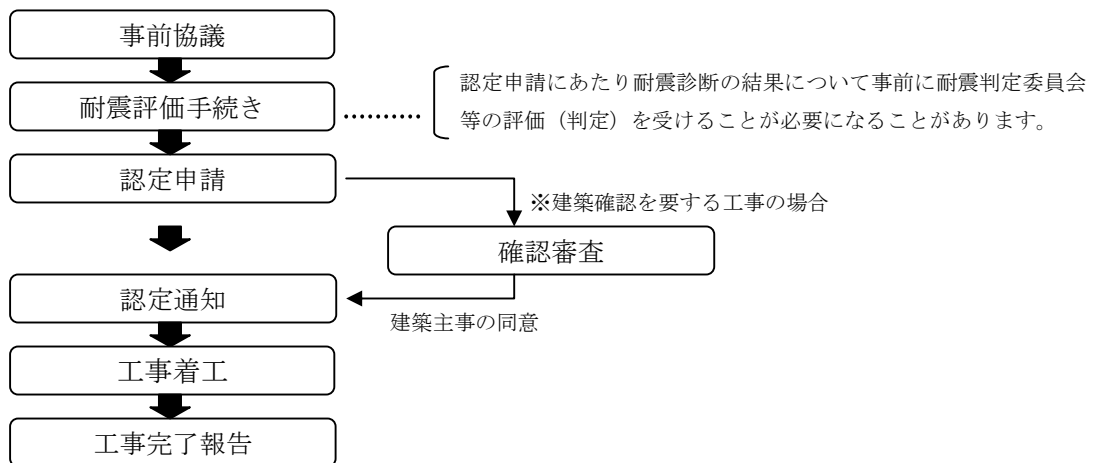
| ケース | 必要書類 | |
|------|--|----------------------------|
| 共通書類 | <ul style="list-style-type: none">・添付図書等一覧表（要領別記第2号様式）・付近見取図、配置図及び各階平面図・外観写真・全ての確認済証等の写し及び検査済証の写し又は当該各書類が交付されたことを確認できる書類・省令別記第5号様式・省令別記第6号様式（木造の構造部分を有する場合） | |
| I | 耐震関係規定に適合するものとして申請する場合 | 省令第28条第1項表(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書 |
| II | 地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものとして申請する場合 | 耐震改修計画の評価書の写し |

| | | |
|-----|--|---|
| III | 法第 17 条第 3 項第 3 号から第 6 号までに掲げる基準に適合するものとして申請する場合 | 左記の基準に応じて省令別記第 7 号様式から第 10 号様式及び省令第 28 条第 3 項から第 6 項に規定する図書及び書類 |
| IV | 高さが 60 メートルを超える建築物で申請される場合 | 建築基準法第 20 条第 1 号の認定書の写し（省令第 28 条第 1 項表(ろ)の規定に関わらず構造計算書は不要） |
| V | 法第 17 条第 10 項の規定により確認済証の交付があったとみなされるものとして申請する場合 | 建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認申請書又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知に要する通知書 |

認定申請に関する注意事項について

- ・ 認定の申請手数料は不要です。ただし、建築士の書類等作成費用や耐震判定委員会等（耐震評価の第三者機関）の評価費用等が必要になる場合は申請者の負担となります。
- ・ 建築基準法の規定に適合していない場合は、認定することができません。
- ・ 審査にあたり必要な情報が不足している場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
- ・ 申請書に記載された内容は、所管行政庁内の他の部署に対し、内容確認や詳細調査のために情報提供することがあります。

手続きの流れの概要について



問合せ先

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号
 尼崎市都市整備局都市計画部建築安全担当（市役所本庁北館5階）
 電話 06-6489-6647